

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年 2月26日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構
東長野病院
院長 土屋 拓司

1 競争に付する事項

- (1) 件名 一般消耗品購入契約
- (2) 調達物品の規格 別紙「30年度単価契約予定品目」(以下「内訳書」という。)のとおりに
- (3) 契約期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日
- (4) 納入場所 当院契約担当者が指定する場所
- (5) 入札方法
3の(4)の期限までに入札書及び内訳書を提出し、入札への参加を希望する品目について、内訳書の当該品目に契約単価(税込及び税抜額)を記載すること。なお、記載の際には単位や入数に注意し、規格や入数については内訳書のとおりにすること。
内訳書に記載する金額に1円未満の端数がある時は、小数点第3位以下の金額を切り捨て、小数点第2位までの金額を記載すること。
各品目毎に予定価格範囲内の最低価格を入札した者を交渉権者とする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
免除する。

2 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 契約細則第6条の規定に該当する者。
- (2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
 - ② 経営状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (3) 全省庁統一資格において「関東甲信越地域」「物品の販売」のA、B、C、D等級に格付けされている者。なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。

3 入札書の提出場所等

- (1) 提出方法
 - ① 持参、郵便のみとし、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
 - ② 入札書は封筒に入れ、封筒の表書は朱書きにて「平成〇年〇月〇日開札(調達件名)の入札書在中」と記載すること。(別紙 入札書封かん例参照)
 - ③ その他の必要書類は封入はしないこと。
- (2) 提出期限
入札書、その他の必要書類 平成30年3月14日(水) 17時00分必着
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
独立行政法人国立病院機構東長野病院 事務部 企画課 契約係長 藤浪 康弘
〒381-8567 長野県長野市上野2-477
TEL 026-295-3705 内線223
- (4) 入札書の受領期限
平成30年3月14日(水) 17時00分迄
- (5) 入札書の無効
以下の入札書は無効とする。
 - ① 入札年月日、法人名称、住所(支店、営業所等の場合は同名称、住所)代表者 職氏名の記載漏れ及び誤り
 - ② 金額が訂正してあるもの及び不正確なもの
 - ③ 入札書の変更及び修正を行っているもの

- ④ 複数の入札書を提出した場合はその入札書の全て
- ⑤ 計算に誤りのあるもの
- ※包装単位に十分注意してください。不明な点は事前に問い合わせてください。
- ⑥ 内訳書の規格と異なる品目及び継続的な納品が危ぶまれる品目については金額を記載しないこと。また、規格、入数、単位は内訳書のとおりとすること
- (6) 開札の日時及び場所
平成30年3月16日(金) 9時30分
独立行政法人国立病院機構東長野病院 第1会議室
- (7) 代理人による入札
 - ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。
 - ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
 - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。なお、事前に持参、郵送等で提出している場合はその限りではない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、契約担当者等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - ⑤ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札書のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で再度の入札を行う。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加する者は、封印した入札書を、別添入札説明書の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、提出しなければならない。又、開札日の前日までの間において、契約担当者等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類は、別紙様式により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 契約担当者等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはできない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 交渉権者の決定方法は、最低価格落札方式とする。
- (5) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ② 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

5 入札説明書について 別添

6 入札書等の記載例及び様式について 別添